

児童虐待対応の現状と制度改革について

令和4年5月31日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室

児童虐待対応の現状について

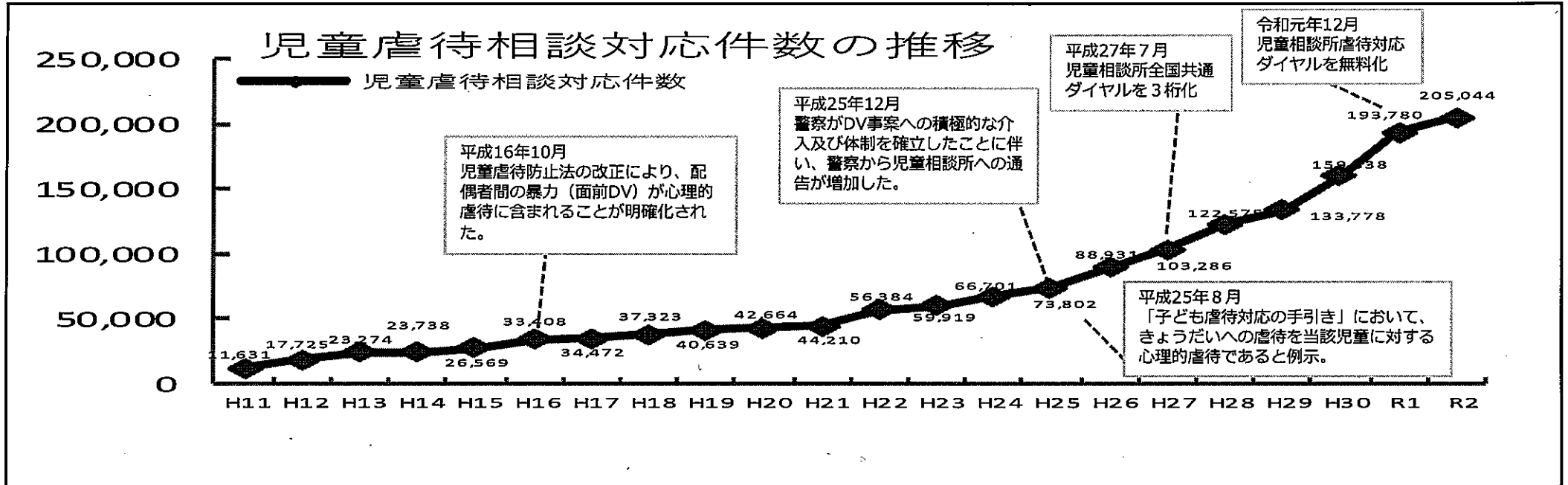
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和2年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、205,044件。平成11年度に比べて約18倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（59.2%）、次いで身体的虐待の割合が多い（24.4%）。
- 相談経路は、警察等（51%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和2年度	50,035(24.4%) (+795)	31,430(15.3%) (-1,915)	2,245(1.1%) (+168)	121,334(59.2%) (+12,216)	205,044(100.0%) (+11,264)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
2年度	14,093 (7%) (+933)	2,672 (1%) (+33)	27,641 (13%) (+2,356)	2,115 (1%) (+452)	8,265 (4%) (-625)	210 (0%) (±0)	233 (0%) (+1)	3,427 (2%) (-248)	2,979 (1%) (+108)	103,625 (51%) (+7,152)	14,676 (7%) (-152)	25,108 (12%) (+1,254)	205,044 (100%) (+11,264)

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 令和2年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%)	29,479(18.4%)	1,730(1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240(25.4%)	33,345(17.2%)	2,077(1.1%)	109,118(56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度	50,035(24.4%) (+795)	31,430(15.3%) (-1,915)	2,245(1.1%) (+168)	121,334(59.2%) (+12,216)	205,044(100.0%) (+11,264)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

児童虐待相談対応の内訳

○ 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数（205,044件）のうち、一時保護がされるのが約13%（13.4%）、施設入所等の措置をされるのが約2%（2.1%）である。

相談対応件数 205,044件※1
一時保護 27,390件※2
施設入所等 4,348件※3、4

※それぞれ別個の集計結果のため、「施設入所等」は「一時保護」の内数ではない。

内訳

児童養護施設 2,274件				乳児院 663件				里親委託等 656件				その他施設 755件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
2,651件	2,396件	2,441件	2,595件	773件	800件	736件	850件	568件	593件	651件	735件	853件	790件	813件	849件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

- ※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
- ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和2年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
- ※3 児童虐待を要因として、令和2年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
- ※4 令和2年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 8,982件

【出典：福祉行政報告例】

児童相談所での児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県、指定都市、児童相談所設置市別)

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和元年度	令和2年度	対前年度増減件数	
1 北海道	3,995	3,694	▲ 301	-8%
2 青森県	1,620	1,749	129	+8%
3 岩手県	1,427	1,376	▲ 51	-4%
4 宮城県	1,238	1,431	193	+16%
5 秋田県	588	651	63	+11%
6 山形県	760	666	▲ 94	-12%
7 福島県	2,024	1,871	▲ 153	-8%
8 茨城県	3,181	3,478	297	+9%
9 栃木県	1,721	1,595	▲ 126	-7%
10 群馬県	1,811	2,255	444	+25%
11 埼玉県	14,118	13,661	▲ 457	-3%
12 千葉県	9,061	9,863	802	+9%
13 東京都	21,659	25,736	4,077	+19%
14 神奈川県	7,349	7,021	▲ 328	-4%
15 新潟県	2,367	2,064	▲ 303	-13%
16 富山県	1,097	1,035	▲ 62	-6%
17 石川県	663	754	91	+14%
18 福井県	884	1,113	229	+26%
19 山梨県	1,218	1,347	129	+11%
20 長野県	2,804	2,825	21	+1%
21 岐阜県	2,280	2,268	▲ 12	-1%
22 静岡県	2,059	2,398	339	+16%
23 愛知県	6,045	6,019	▲ 26	+0%
24 三重県	2,229	2,315	86	+4%
25 滋賀県	1,856	1,992	136	+7%
26 京都府	2,231	2,474	243	+11%
27 大阪府	15,753	16,055	302	+2%
28 兵庫県	5,291	5,581	290	+5%
29 奈良県	1,832	1,761	▲ 71	-4%
30 和歌山県	1,691	1,726	35	+2%
31 鳥取県	110	109	▲ 1	-1%
32 島根県	395	364	▲ 31	-8%
33 岡山県	634	615	▲ 19	-3%
34 広島県	2,787	2,868	81	+3%
35 山口県	709	729	20	+3%
36 徳島県	880	919	39	+4%

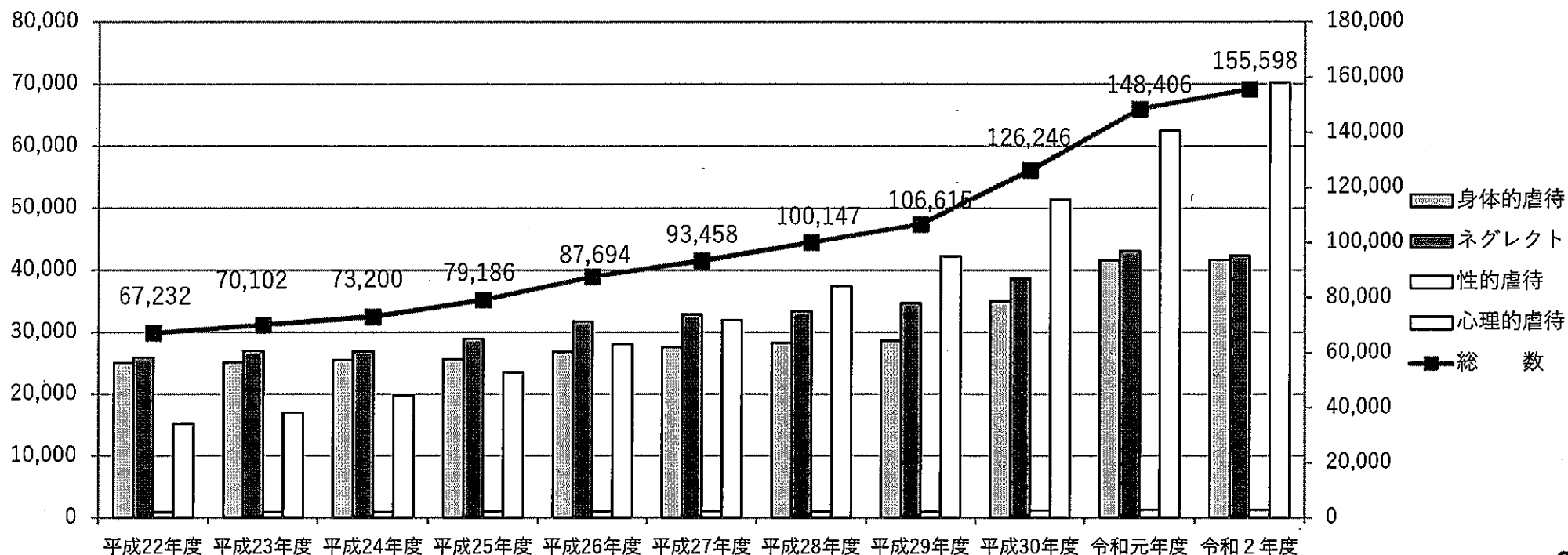
都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和元年度	令和2年度	対前年度増減件数	
37 香川県	1,228	1,264	36	+3%
38 愛媛県	1,172	1,470	298	+25%
39 高知県	458	583	125	+27%
40 福岡県	4,652	5,280	628	+13%
41 佐賀県	717	898	181	+25%
42 長崎県	1,053	1,018	▲ 35	-3%
43 熊本県	914	1,070	156	+17%
44 大分県	1,764	1,516	▲ 248	-14%
45 宮崎県	1,953	1,883	▲ 70	-4%
46 鹿児島県	1,696	2,017	321	+19%
47 沖縄県	1,607	1,835	228	+14%
48 札幌市	2,401	2,562	161	+7%
49 仙台市	1,117	1,243	126	+11%
50 さいたま市	3,355	3,241	▲ 114	-3%
51 千葉市	1,654	1,766	112	+7%
52 横浜市	7,051	8,853	1,802	+26%
53 川崎市	3,722	3,851	129	+3%
54 相模原市	1,532	1,636	104	+7%
55 新潟市	1,122	1,272	150	+13%
56 静岡市	638	699	61	+10%
57 浜松市	764	833	69	+9%
58 名古屋市	3,892	3,865	▲ 27	-1%
59 京都市	2,051	2,175	124	+6%
60 大阪市	6,523	6,239	▲ 284	-4%
61 堺市	2,367	2,339	▲ 28	-1%
62 神戸市	2,230	2,840	610	+27%
63 岡山市	448	351	▲ 97	-22%
64 広島市	1,731	1,736	5	+0%
65 北九州市	2,110	2,355	245	+12%
66 福岡市	2,449	2,637	188	+8%
67 熊本市	1,114	1,360	246	+22%
68 横須賀市	795	732	▲ 63	-8%
69 金沢市	524	572	48	+9%
70 明石市	609	675	66	+11%
全国	193,780	205,044	11,264	+6%

※指定都市、児童相談所設置市の件数は、都道府県の件数の外数である。

※令和2年度に児童相談所を開設した特別区(世田谷区、荒川区、江戸川区)の件数は、東京都の件数に含む。

市町村における虐待相談の内容別件数の推移

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成22年度	25,100 (37.3%)	25,979 (38.6%)	913 (1.4%)	15,240 (22.7%)	67,232 (100.0%)
平成23年度	25,154 (35.9%)	27,008 (38.5%)	932 (1.3%)	17,008 (24.3%)	70,102 (100.0%)
平成24年度	25,559 (34.9%)	26,953 (36.8%)	934 (1.3%)	19,754 (27.0%)	73,200 (100.0%)
平成25年度	25,665 (32.4%)	28,954 (36.6%)	1,013 (1.3%)	23,554 (29.8%)	79,186 (100.0%)
平成26年度	26,860 (30.6%)	31,740 (36.2%)	1,033 (1.2%)	28,061 (32.0%)	87,694 (100.0%)
平成27年度	27,603 (29.5%)	32,844 (35.1%)	1,077 (1.2%)	31,934 (34.2%)	93,458 (100.0%)
平成28年度	28,299 (28.3%)	33,418 (33.4%)	1,009 (1.0%)	37,421 (37.4%)	100,147 (100.0%)
平成29年度	28,655 (26.9%)	34,715 (32.6%)	978 (0.9%)	42,267 (39.6%)	106,615 (100.0%)
平成30年度	35,001 (27.7%)	38,644 (30.6%)	1,196 (0.9%)	51,405 (40.7%)	126,246 (100.0%)
令和元年度	41,593 (28.0%)	43,062 (29.0%)	1,307 (0.9%)	62,444 (42.1%)	148,406 (100.0%)
令和2年度	41,693 (26.8%)	42,366 (27.2%)	1,289 (0.8)	70,250 (45.1)	155,598 (100.0%)

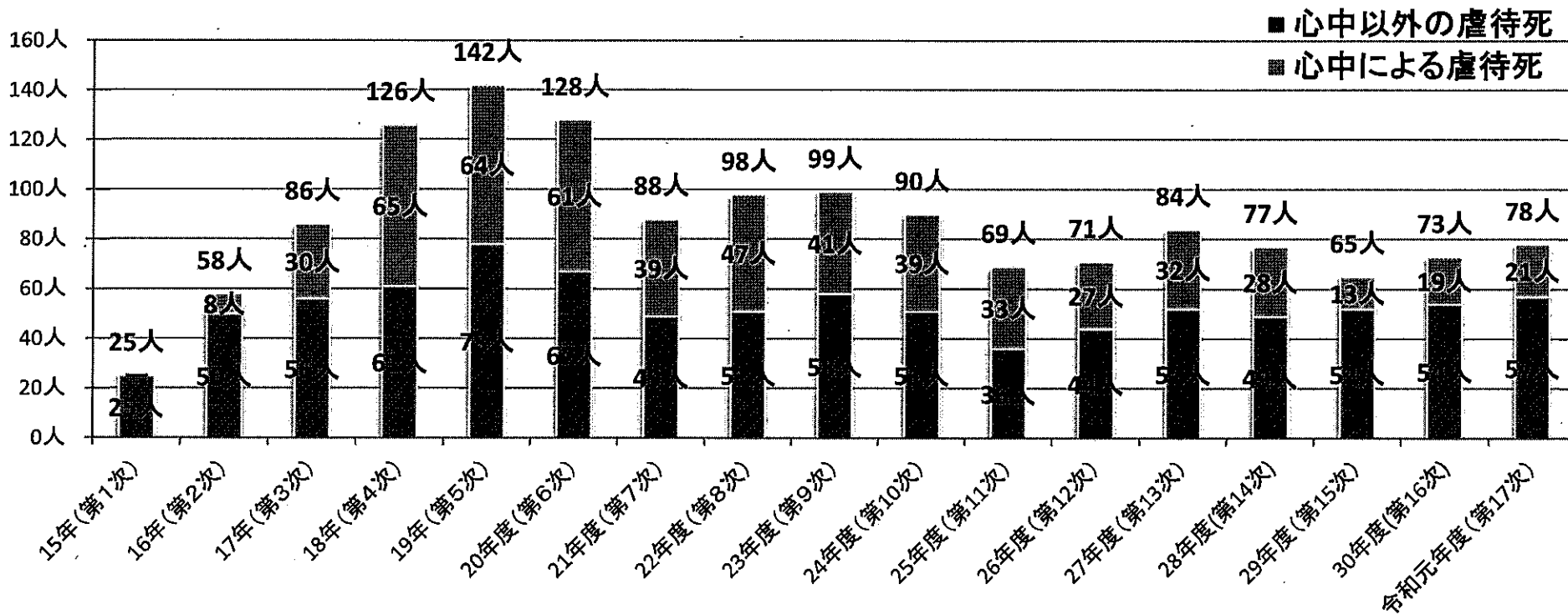


平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)(概要)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和3年8月】

児童虐待による死亡事例の推移(児童数)



(注1)平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2)平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3)平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

第1次から第17次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 842例・890人】

- 0歳児の割合は47.5%、中でも0日児の割合は18.5%。さらに、3歳児以下の割合は76.0%を占めている。
- 加害者の割合は実母が54.4%と最も多い。
- 妊娠期・周産期における問題では、遺棄が29.4%と最も多く(第11次報告から第17次報告までの累計)、予期しない妊娠/計画していない妊娠が27.6%、妊婦健康診査未受診の状況が26.5%見られている(第3次報告から第17次報告までの累計)。
- 家庭における地域社会との接触がほとんど無い事例(第2次報告から第17次報告までの累計での有効割合)は38.8%であった。

令和4年度における児童福祉司等の配置目標について

令和4年度の配置目標

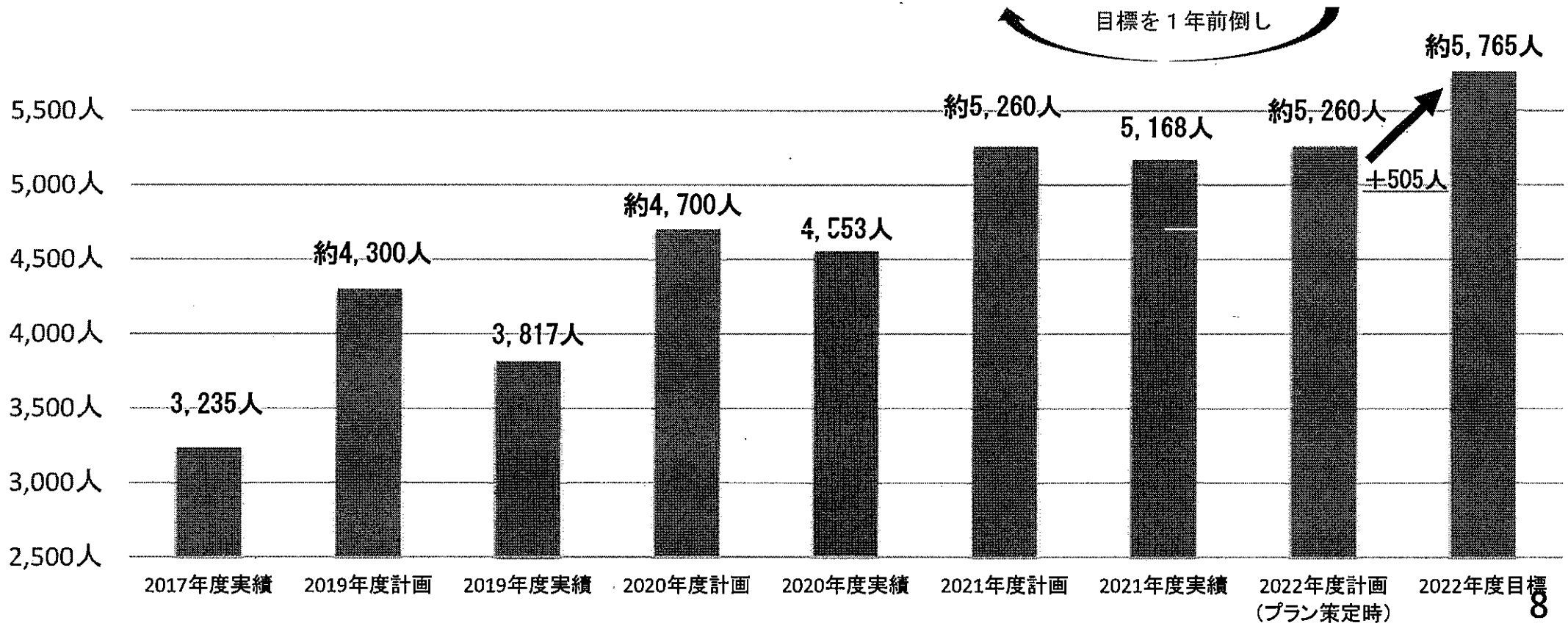
➤ 児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加していること等に鑑みて、令和4年度の児童福祉司等の増員の目標は以下のとおりとする。

・新プランでは、4年間で2,020人程度増員することを目標としていたことから、同プランの計画期間である4年間で平均的に達成させる場合に必要となる505人の増員を目標とする。

※児童心理司についても、同様の考え方により198人の増員を目標とする。（約2,150人→約2,348人）

※これらの目標を踏まえ、必要な地方財政措置が講じられる予定。

プラン初年度	プラン2年度	プラン3年度	プラン最終年度
--------	--------	--------	---------



令和3年度 児童福祉司の配置状況について (令和3年4月1日時点)

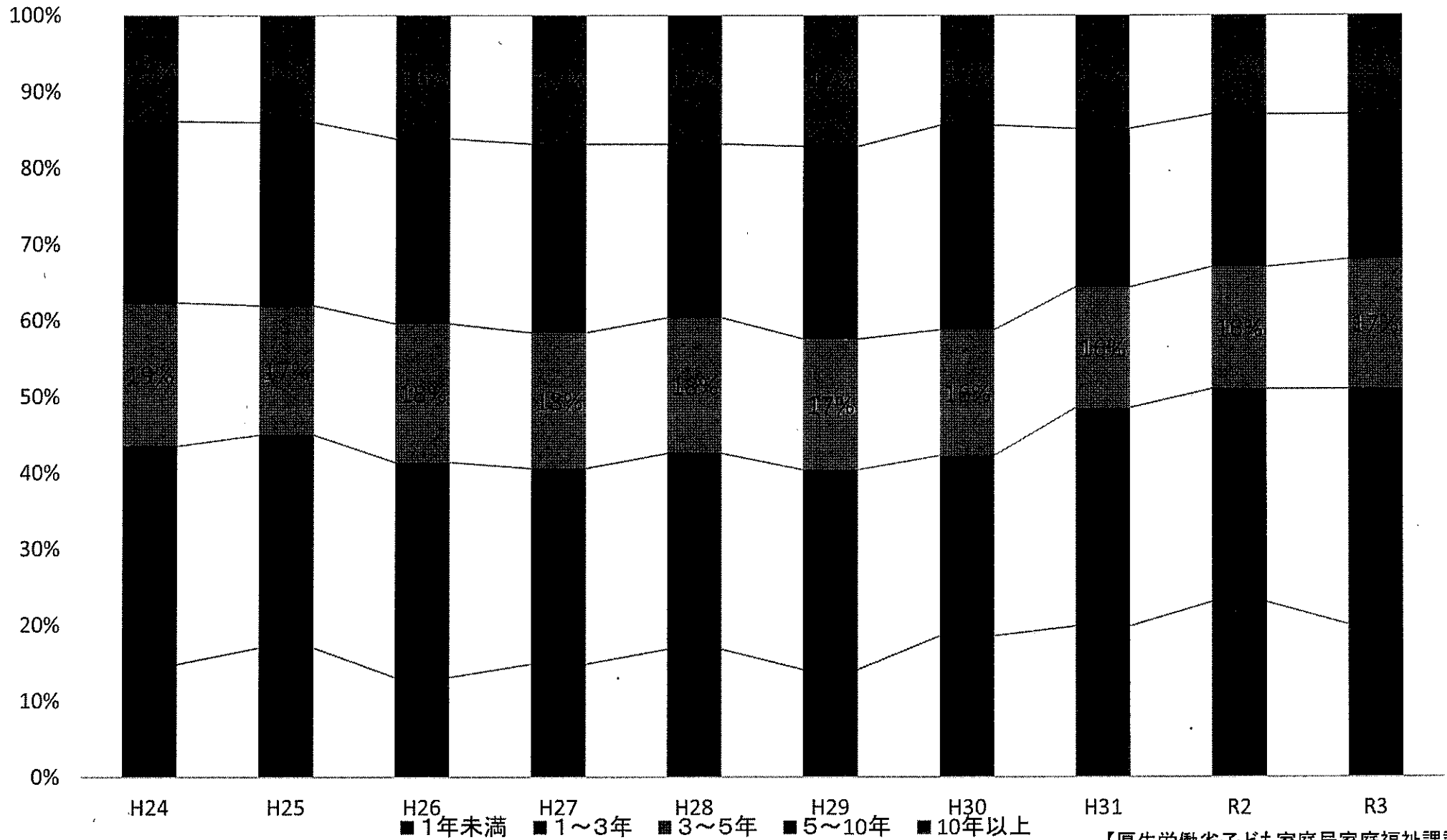
	配置員数
北海道	141
青森県	51
岩手県	51
宮城県	48
秋田県	38
山形県	37
福島県	61
茨城県	96
栃木県	71
群馬県	64
埼玉県	253
千葉県	248
東京都	304
神奈川県	168
新潟県	62
富山県	36
石川県	28
福井県	38
山梨県	30
長野県	77
岐阜県	79
静岡県	71
愛知県	186
三重県	66
滋賀県	55

	配置員数
京都府	54
大阪府	245
兵庫県	124
奈良県	30
和歌山県	343
鳥取県	23
島根県	38
岡山県	45
広島県	64
山口県	53
徳島県	34
香川県	45
愛媛県	46
高知県	34
福岡県	113
佐賀県	27
長崎県	42
熊本県	43
大分県	59
宮崎県	55
鹿児島県	64
沖縄県	53
札幌市	55
仙台市	39

	配置員数
さいたま市	76
千葉市	48
横浜市	192
川崎市	81
相模原市	40
新潟市	27
静岡市	23
浜松市	28
名古屋市	116
京都市	72
大阪市	151
堺市	48
神戸市	57
岡山市	26
広島市	50
北九州市	52
福岡市	62
熊本市	29
港区	18
世田谷区	42
江戸川区	47
横須賀市	26
金沢市	15
明石市	30
合計	5,168

※ 所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員・市町村担当であって児童福祉司の発令を受けている者を含む。

児童福祉司の勤務年数割合の推移について(各年度4月1日時点)



【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

※ H23～H28は、所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く
 ※ H29は、所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く
 ※ H30は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む
 ※ H31は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む
 ※ R2は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、会計年度任用職員を含む

中核市等児童相談所の設置について（令和3年4月時点）

1 中核市（対象：62市）

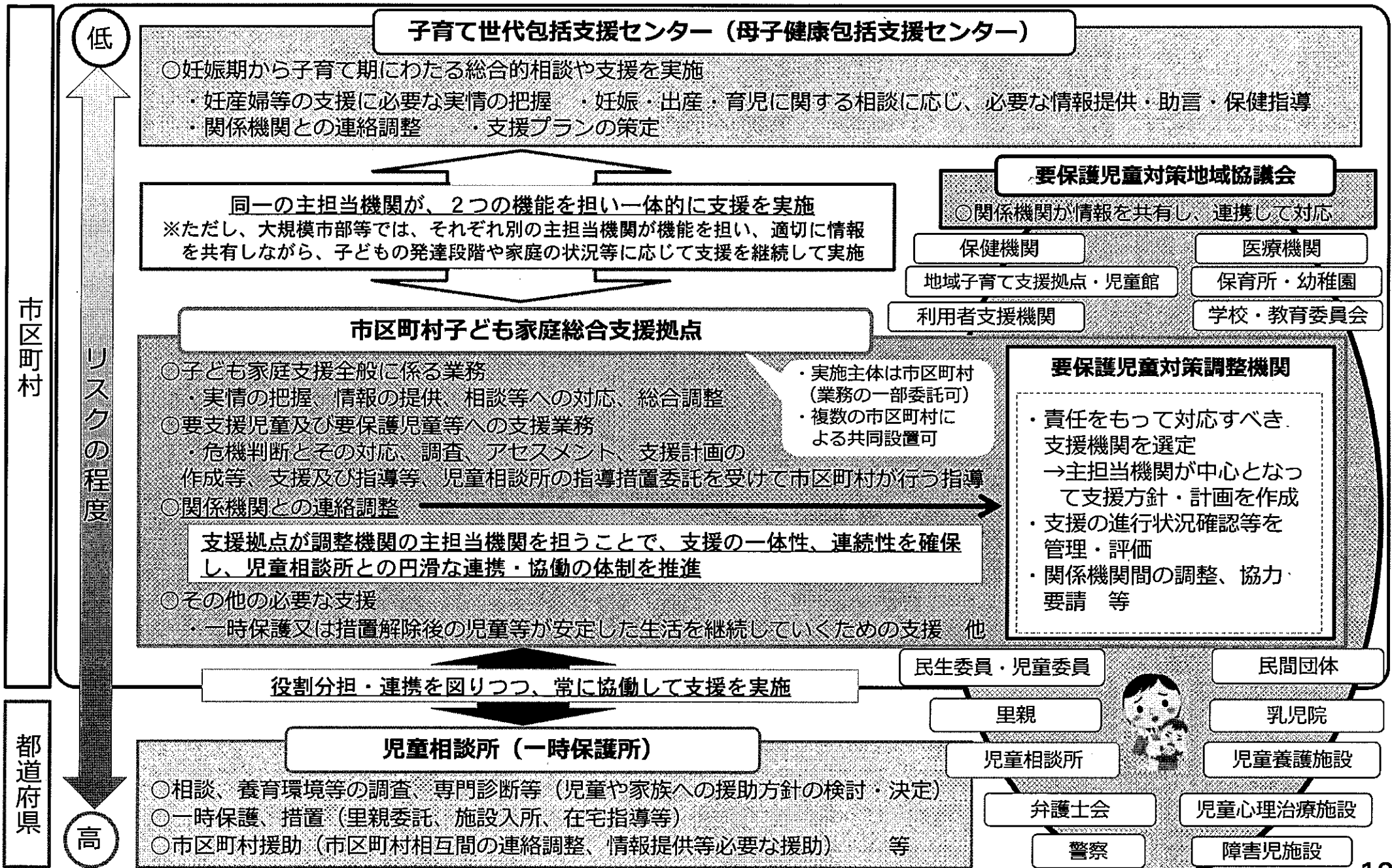
- ・「設置済」（3ヶ所）：横須賀市、金沢市、明石市
- ・「設置する方向」（2ヶ所）：尼崎市、奈良市（令和3年8月政令指定済）
- ・「設置の方向で検討中」（6ヶ所）：旭川市、高崎市、船橋市、柏市、豊橋市、鹿児島市
- ・「設置の有無を含めて検討中」（30ヶ所）：盛岡市、秋田市、福島市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、川越市、川口市、甲府市、岐阜市、岡崎市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、姫路市、和歌山市、松江市、呉市、下関市、松山市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市

2 特別区（対象：23区）

- ・「設置済」（4ヶ所）：港区、世田谷区、荒川区、江戸川区
- ・「設置する方向」（14ヶ所）：中央区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、中野区（令和3年8月政令指定済）、杉並区、豊島区、北区、板橋区、葛飾区
- ・「設置の方向で検討中」（3ヶ所）：千代田区、台東区、足立区
- ・「設置の有無を含めて検討」（1ヶ所）：渋谷区

※ 上記に記載のない市区については、調査時点において「設置しない」又は「未検討」と回答。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

要保護児童対策地域協議会の概要

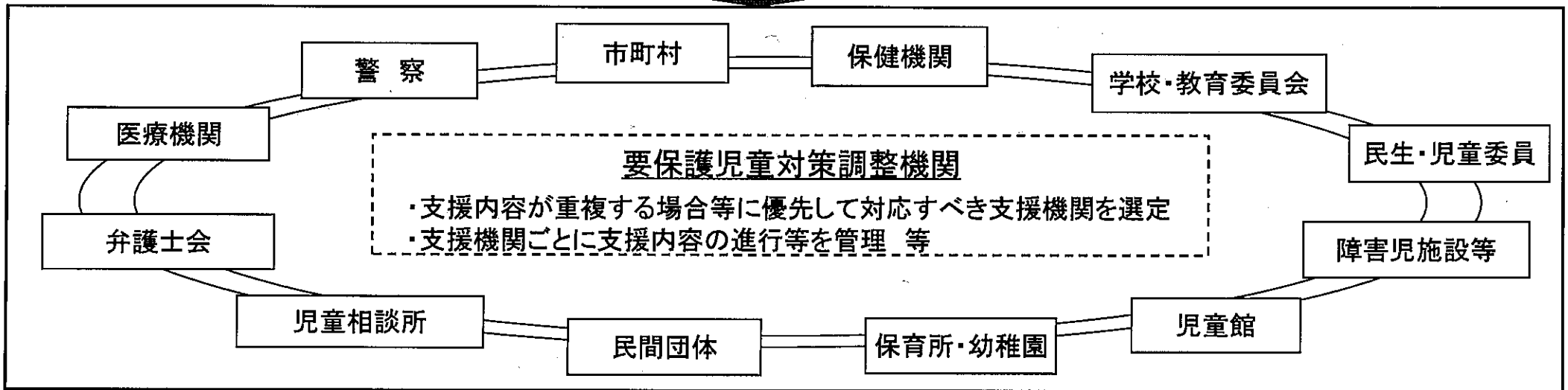
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置している市町村数(※)		1,735 (99.7%)	1,736 (99.7%)	1,738 (99.8%)
登録ケース数(うち児童虐待)		260,018 (101,807)	238,642 (108,041)	263,430 (122,569)
調整機関 職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,944	1,986	2,113
	② その他専門資格を有する職員	3,564	3,949	3,909
	③ ①②以外の職員(事務職等)	2,727	2,215	1,945
	④ 合計	8,235	8,150	7,967

※各年度4月1日時点(設置している市町村数、登録ケース数)

【出典】厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

要保護児童対策地域協議会の構成機関

＜平成31年4月1日時点、複数回答可＞

区 分		合計	比率	
要保護児童対策地域協議会		1,738	—	
行政機関	児童福祉主管課	1,204	69.3%	
	児童福祉・母子保健統合主管課	534	30.7%	
	母子保健主管課	1,017	58.5%	
	子育て世代包括支援センター	807	46.4%	
	子ども家庭総合支援拠点	294	16.9%	
	福祉事務所（家庭児童相談室）	792	45.6%	
	保健センター	883	50.8%	
	教育委員会	1,736	99.9%	
	保健所	1,363	78.4%	
	児童相談所	1,736	99.9%	
	障害福祉主管課	1,190	68.5%	
	生活困窮者・自立支援施策・生活保護 施策主管課	1,135	65.3%	
	警察署	1,738	100.0%	
	法務局	710	40.9%	
	家庭裁判所	76	4.4%	
	その他	505	29.1%	
	関係機関	病院・診療所	986	56.7%
		小児科	664	38.2%
		産科・産婦人科	347	20.0%
精神科		308	17.7%	
歯科		316	18.2%	
その他診療科		406	23.4%	
保育所		1,452	83.5%	
幼保連携型認定こども園		876	50.4%	
幼稚園		1,015	58.4%	
小学校		1,569	90.3%	
中学校	1,551	89.2%		
特別支援学校	528	30.4%		

区 分		合計	比率
関係機関	児童館	370	21.3%
	放課後児童クラブ	506	29.1%
	利用者支援事業所	286	16.5%
	地域子育て支援拠点	478	27.5%
	乳児院	177	10.2%
	児童養護施設	414	23.8%
	児童心理治療施設	60	3.5%
	児童自立支援施設	61	3.5%
	児童家庭支援センター	270	15.5%
	障害児施設	194	11.2%
	配偶者暴力相談支援センター	298	17.1%
	性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター	30	1.7%
	その他	236	13.6%
	関係団体	医師会（産科医会及び小児科医会を 除く）	1,037
産婦人科医会		88	5.1%
小児科医会		93	5.4%
歯科医師会		457	26.3%
看護協会		24	1.4%
助産師会		46	2.6%
P T A協議会		187	10.8%
弁護士会		169	9.7%
社会福祉協議会（子ども食堂除く）		1,005	57.8%
民生児童委員協議会		1,609	92.6%
人権擁護委員		1,093	62.9%
N P O法人（子ども食堂除く）		212	12.2%
子ども食堂		25	1.4%
里親会		76	4.4%
学識経験者		147	8.5%
その他	387	22.3%	

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（令和元年度調査）】

都道府県・市区町村等における相談・支援機関

- 市区町村には、家庭等への相談や支援を行う機関として、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）がある。都道府県等には、児童相談所、児童家庭支援センターがある。
- 市区町村は全ての家庭・子どもへの支援に対応し、都道府県等はより専門的な知識等を要する家庭・子どもへの対応を行う。

市区町村

都道府県等

子育て世代包括支援センター
2,451箇所 (R3.4)

子ども家庭総合支援拠点
716箇所 (R3.4)

児童相談所
225箇所 (R3.4)

児童家庭支援センター
147箇所 (R2.11)

○ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とし、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う。

【具体的な業務内容】

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 支援プランの策定
- ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

○ コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

【具体的な業務内容】

- ① 子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
- ② 要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③ 関係機関との連絡調整
- ④ その他の必要な支援

○ 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに依り、市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。

【具体的な業務内容】

- ① 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- ② 相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定）
- ③ 一時保護
- ④ 措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等）

○ 児童に関する家庭その他から、専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ技術的助言その他必要な援助等を行う。

【具体的な業務内容】

- ① 虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ② 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う。
- ③ 子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

①②対応者数 3,045,543人
支援プラン対象者数 627,796人
(R2年度)

相談対応件数(※拠点以外も含む)
439,734件

相談対応件数
544,698件

相談対応件数
287,670件

児童虐待への対応における警察との連携

児童虐待防止対策の強化のに向けた緊急総合対策

(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)(抜粋)

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底する。
 - ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
 - ② 通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができない事案に関する情報
 - ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

(参考)上記①～③の情報は、全ての児童相談所設置自治体(74自治体)において警察と共有(令和3年6月時点)

- 警察職員や警察OBの職員配置を進めることにより、児童虐待への対応力の向上を図る。

(参考)全国の児童相談所(225箇所)のうち、171箇所(76.0%)に警察官75名、警察OB241名配置(令和3年4月時点)

- 児童相談所と警察が、ケース検討や訓練などの合同研修等を実施して、連携を強化する。

(参考)令和2年度中に児童相談所と警察との合同研修を実施した自治体は、46自治体(63.0%) 延べ54回

児童虐待防止対策の抜本的強化について

(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)(抜粋)

- 児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するために、都道府県等の児童福祉担当部局と都道府県警察が連携し、児童相談所への警察OBの常勤的な配置や警察職員の出向等を進める。
- 児童相談所と警察との連携を強化するため、情報共有や連携に関する協定等の締結を促すとともに、ケース検討や訓練等の合同研修を実施する。

(参考)全ての自治体において、警察との間で情報共有に係る協定等を締結(令和3年6月時点)。

制度改革（児童福祉法改正案） について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最近の児童虐待防止対策の経緯

2016年
5月成立

H28児童福祉法等の一部改正(2017.4施行等)

全ての児童が健全に育成されるよう、発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等を図るため、児童福祉法の理念の明確化(子どもが権利の主体であること、家庭養育優先等)・母子健康包括支援センターの全国展開・市町村及び児童相談所の体制強化・里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

2017年
6月成立

H29児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正(2018.4施行)

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

2018年
7月20日

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(関係閣僚会議決定)

増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。

2018.3 目黒区で5歳女児の
死亡事案が発生

2018年
12月18日

児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)(関係府省庁連絡会議決定)

緊急総合対策に基づき、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図るため、専門職の大幅な増員等について、2019年度から2022年度までを対象とした計画を策定。

2019.1 千葉県野田市で10歳
女児の死亡事案が発生

2019年
2月8日

緊急総合対策の更なる徹底・強化について(関係閣僚会議決定)

児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認の実施、要保護児童等の情報の取扱い・関係機関の連携に関する新ルールの設定及び児童相談所等の抜本的な体制強化を図る。

2019年
3月19日

児童虐待防止対策の抜本的強化について(関係閣僚会議決定)

昨今の児童虐待相談件数の急増、昨年を目黒区の事案、今年野田市の事案等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

2019年
6月19日
成立

R1児童福祉法等の一部改正(2020.4施行等)

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護(体罰の禁止の法定化等)、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化など、所要の措置を講ずる。

2019.6 北海道札幌市で2歳
女児の死亡事案が発生

児童虐待防止対策に関する現状・課題と対応

【現状】

令和2年度の児童相談所の相談対応件数は過去最多の205,044件、一貫して増加。死亡事例（令和元年度78人）をはじめ痛ましい事案も発生。

【課題】

児童虐待の発生予防・早期発見

妊産婦から子育て期までの切れ目のない支援等を通じて、妊産婦や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・減らす。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、児童相談所や市町村の体制や権限の強化等を行う。

被虐待児童への自立支援

被虐待児童の家庭への復帰支援を強化するとともに、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

【主な対策・取組】 ※令和元年に成立した法改正事項は下線部分

○体罰禁止規定の創設

○DV対策との連携強化規定の創設

・ 婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターとの連携協力

○子育て世代包括支援センターの全国展開

・ 市町村への子育て世代包括支援センターの整備

○乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施

○相談窓口等の周知・啓発

・ 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）の無料化
・ 児童相談所相談専用ダイヤル（0570-783-189）の無料化

等

○児童相談所の体制強化等 新プランによる体制強化

・ 2022年度までに児童福祉司の約2000人増の大幅増員
・ 2022年度までに児童心理司の約800人増
※児童福祉司及び児童心理司の増員目標を新プランから1年前倒し。更に2022年度は児童福祉司+505人、児童心理司+198人の上乗せの目標。

○常時弁護士による指導・助言の下で対応するための規定の拡充

・ 法律関係業務を適切かつ円滑に行うための体制整備

○医師及び保健師の配置義務規定の創設

・ 医師（2021年4月1日現在210か所（93.3%））及び保健師（2021年4月1日現在141か所（62.7%））を2022年4月1日から全ての児童相談所に配置（100%）

○児童相談所の設置促進のための規定の創設

・ 児童相談所の管轄区域の基準（人口等）の創設
・ 中核市・特別区に対する施設整備、人材確保、育成支援等の措置

○市町村における相談体制の強化

・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点（市町村における虐待相談の拠点）の設置促進（2022年度末までに全市町村で設置（100%））

等

○家庭への復帰支援

・ 一時保護等の措置解除時の保護者等への相談支援

○家庭養育の推進

・ 里親委託の推進（里親を育成・支援する機関への補助の拡大）
（里親委託率について、乳幼児は概ね2026年度まで（3歳未満は概ね2024年度まで）に75%以上、学童期以降は概ね2029年度までに50%以上）

・ 特別養子縁組制度の推進（概ね2026年度までに年間1,000人以上）
・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化などの推進（職員配置の拡充）

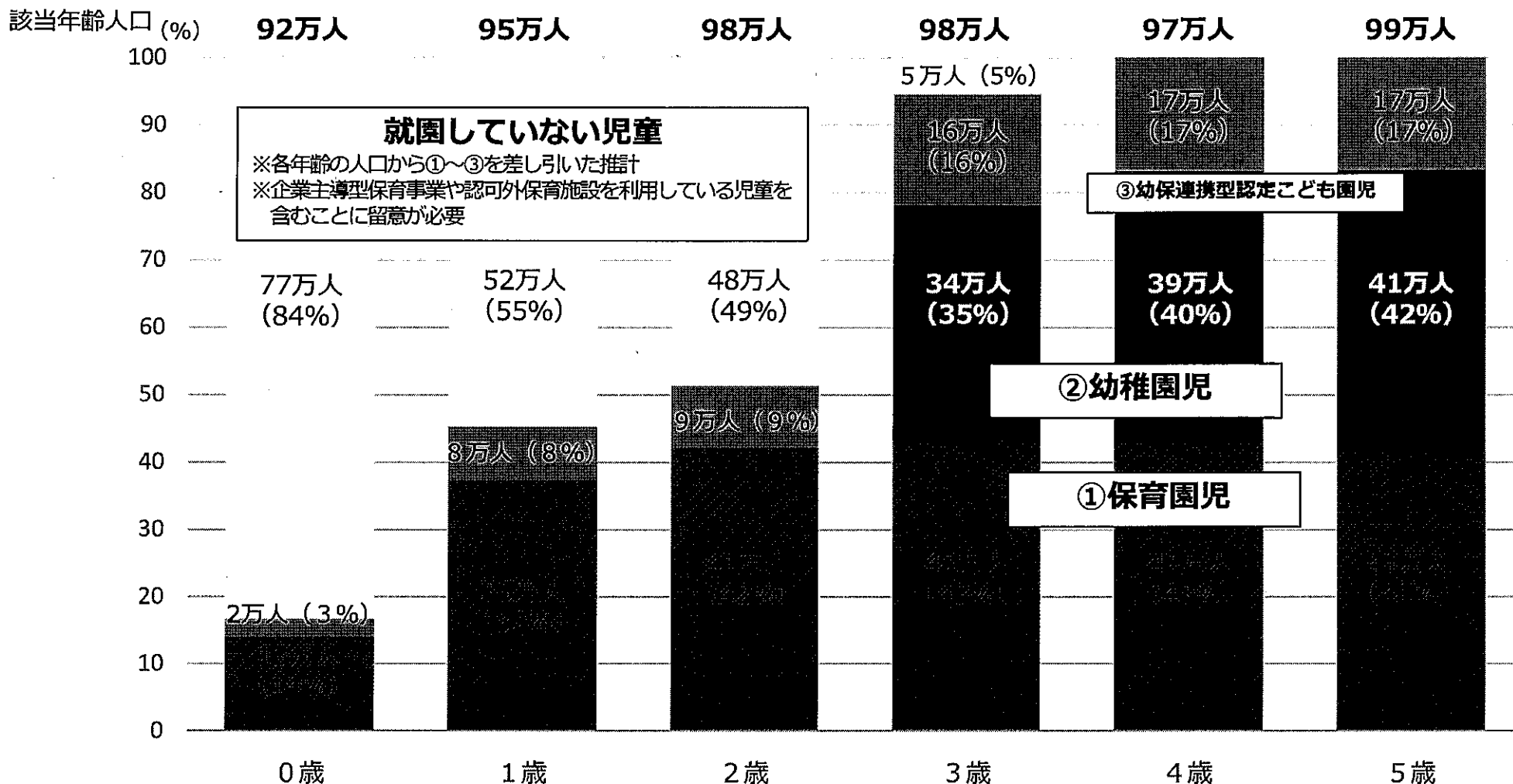
○自立支援

・ 児童養護施設等を退所した後の支援の充実（社会的養護自立支援事業や生活支援のための貸付事業の実施）

等19

保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合(令和元年度)

○ 未就園児(保育園や認定こども園、幼稚園に就園していない児童)の大半は0~2歳児となっている。



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(令和元年10月1日現在)より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」(平成31年4月1日現在)より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」(確定値、令和元年5月1日現在)より。

※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」(平成31年4月1日現在)より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成30年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

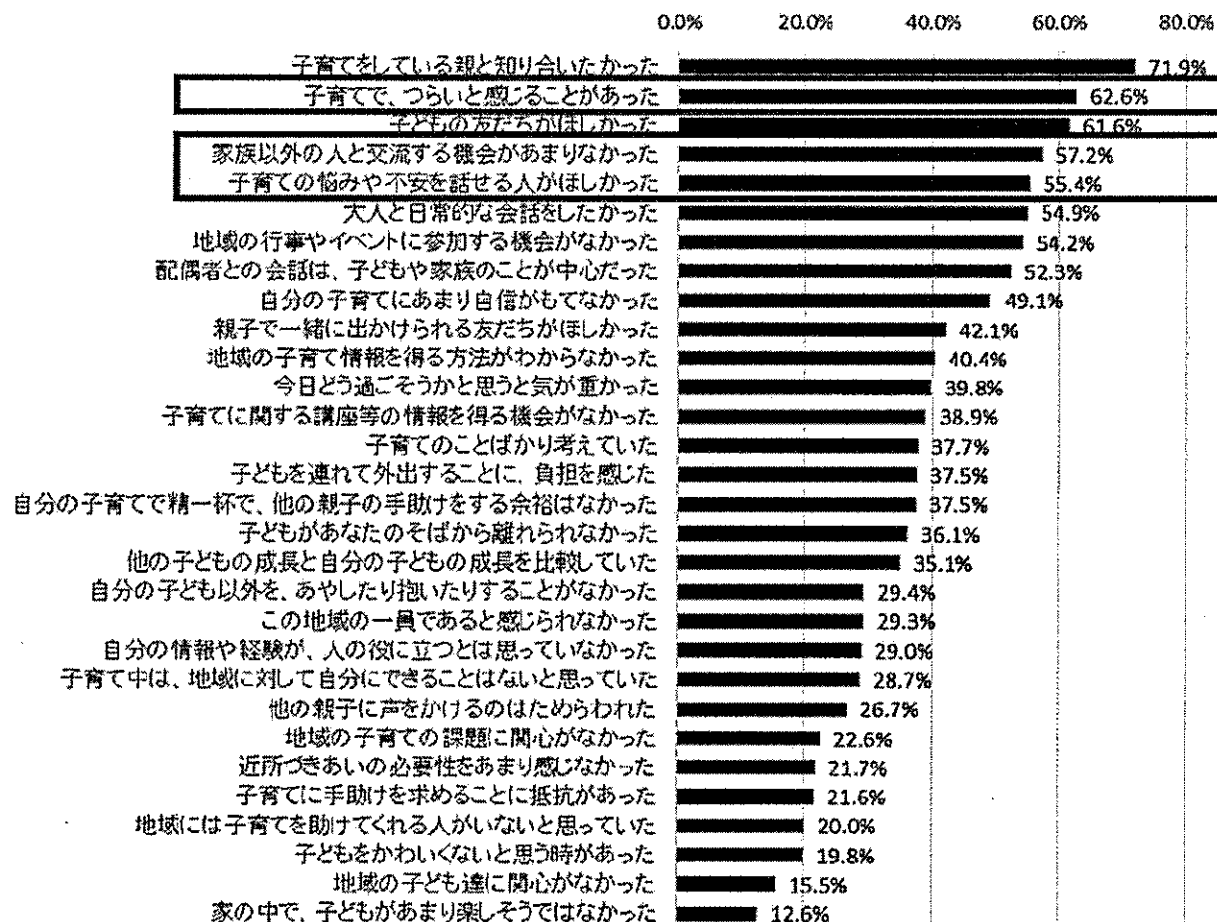
※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

子育て家庭の置かれている子育ての状況

- 地域子育て支援拠点を利用している母親に対し、拠点を利用する前の自身の子育ての状況をたずねたところ、「子育てで、つらいと感じることがあった」(62.6%)、「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」(57.2%)、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」(55.4%)、など、子育ての不安や悩みを相談・共有するニーズがある。

拠点を利用する前の自身の子育ての状況



※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」(2017年)

(全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体(計240団体)の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの(有効回答数1136人))

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

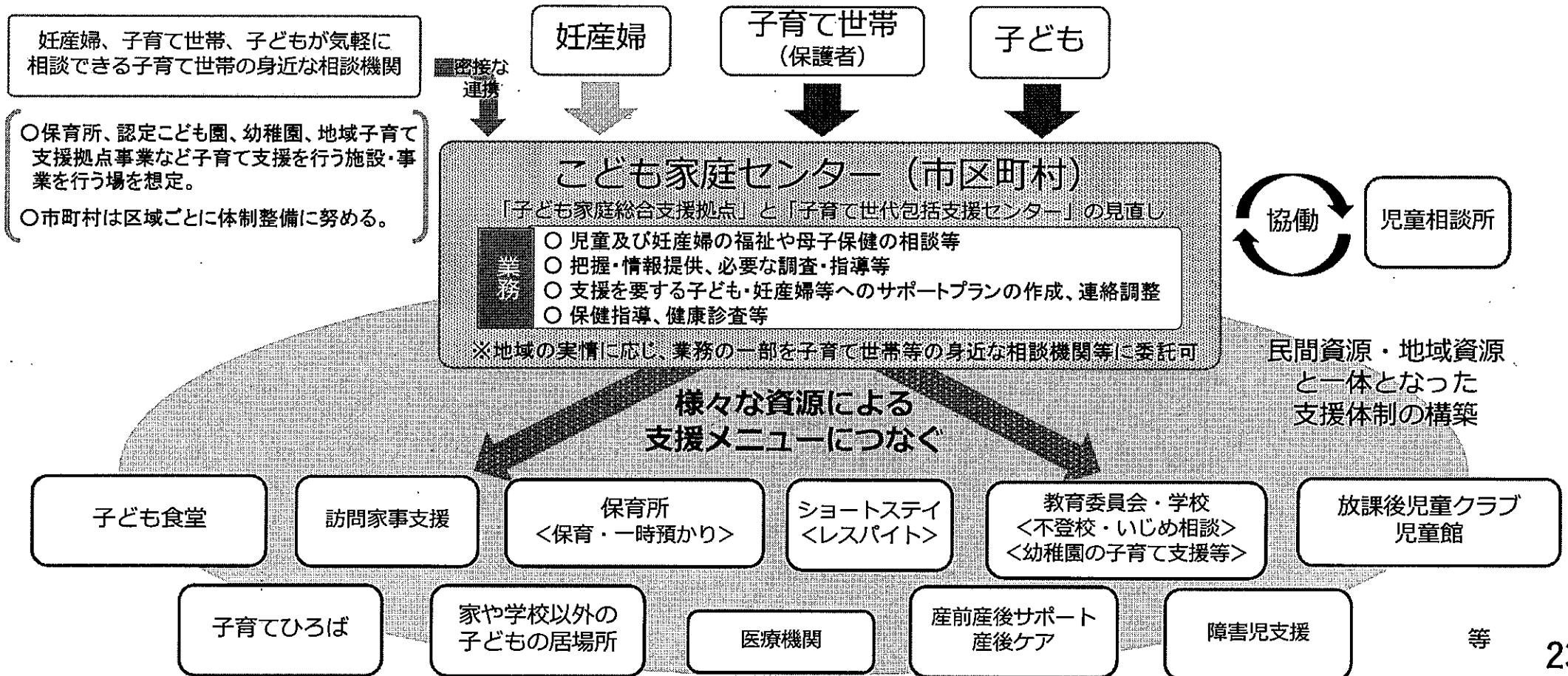
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

○ 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

○ この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

新設

拡充

新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

令和3年度第1次補正予算額：602億円（安心こども基金に計上）

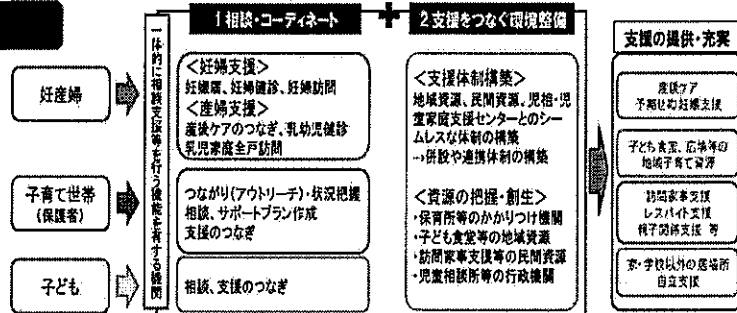
目的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

1. 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進

- (1) 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】
- (2) 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】
- (3) 若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進【妊婦訪問支援事業】



2. 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進

- (1) 子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】
- (2) ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進【保護者支援臨時特例事業】
- (3) 家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進
【子どもの居場所支援整備事業／子どもの居場所支援臨時特例事業】
- (4) 子育て世帯のレスパイト支援の充実（親子入所支援・利用料減免等）
【子育て短期支援整備事業／子育て短期支援臨時特例事業／一時預かり利用者負担軽減事業】



（訪問家事育児支援）



（親子関係形成支援）



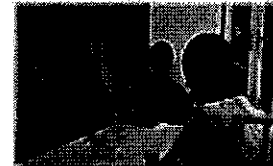
（子どもの居場所支援）

3. 支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

- (1) 支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進
【特定妊婦等支援整備事業／特定妊婦等支援臨時特例事業】
- (2) 児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援
【児童相談所一時保護所等整備事業】
- (3) 社会的養護経験者（ケアリーバー）に対する自立支援体制の整備
【社会的養護自立支援整備事業／社会的養護自立支援実態把握事業】



（支援の必要性の高い妊産婦の支援）



（社会的養護経験者の自立支援）

実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（NPO法人等に委託可）

実施期間

令和3年度～令和5年度末

参考資料

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

児童相談所での児童虐待ケースへの対応の手順

通告・相談 (受付)	受理	調査	各種診断	判定・援助方針 の決定	援助の実行 (対応)
<ul style="list-style-type: none"> ○受付票の作成 ・全てのケースにつき作成 ・ケースの住所、状態等必要な情報の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○受理会議の開催 ・調査及び診断の方針、安全確認の時期や方法等の検討 ・所長、各部門の長、担当者、受付相談員等により組織的に判断 ・ケースの緊急性の評価 ・調査等の方針決定、必要な指示 ○児童記録票の作成(きょうだいの場合個々に作成) 	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な対応 ・原則48時間以内の安全確認の実施(子ども本人を直接目視により確認) ○必要に応じた出頭要求、立入調査、臨検・搜索の実施 ○調査は、保護者・子どもとの面接、関係者との面接、観察、生活環境調査、照会、委嘱などによる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども本人、虐待者、家庭環境等を評価 ・社会診断 ・心理診断 ・医学診断 ・行動診断 ・その他の診断 	<ul style="list-style-type: none"> ○判定会議において各種診断を基にケースの総合的判定 ○援助方針会議において援助方針の決定(28条の申請を含む) ○援助指針の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への指導 ・助言指導 ・継続指導 ・児童福祉司指導 ・児童委員指導 等 ○施設入所措置 ○里親委託 ○面会・通信の制限 ○接近禁止命令
<p>児童の一時保護 (必要な場面で実施)</p>					
<p>市町村(要保護児童対策地域協議会)との連携、役割分担による対応</p>					

児童虐待の行為類型

「子ども虐待対応の手引き」(平成11年3月策定、雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

1 身体的虐待

- 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
- 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす縄などにより一室に拘束するなどの行為。
- 意図的に子どもを病気にさせる。
など

2 性的虐待

- 子どもへの性的行為(教唆を含む)、子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。
など

3 ネグレクト

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、①重大な病気になっても病院に連れて行かない、②乳幼児を家に残したまま外出する、乳幼児を車中に放置するなど。
- 子どもの意思に反して学校に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。例えば、①適切な食事を与えない、②下着など長期間ひどく不潔なままにする、③極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。
- 子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- 祖父母、きょうだい、保護者の交際相手などの同居人や自宅に自由に入出入りする第三者が身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待に掲げる行為と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置するなど。

4 心理的虐待

- ことばによる脅かしや脅迫など。子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- 配偶者やその他の家族などに対し暴力や暴言。子どものきょうだいに児童虐待に該当する行為を行う。 など

母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業・運営事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、母子保健の相談機関（子育て世代包括支援センター）と児童福祉の相談機関（市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方のより一層の連携強化が必要である。このため、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図るうえで必要な整備費等の支援を行うとともに、統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図ることにより、母子保健・児童福祉双方の相談機関の連携強化の一層の推進を図る。

母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（整備費）

【事業内容】

母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図る市町村が行う子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備費等の支援を行う。

【実施主体】

市町村

【補助割合】

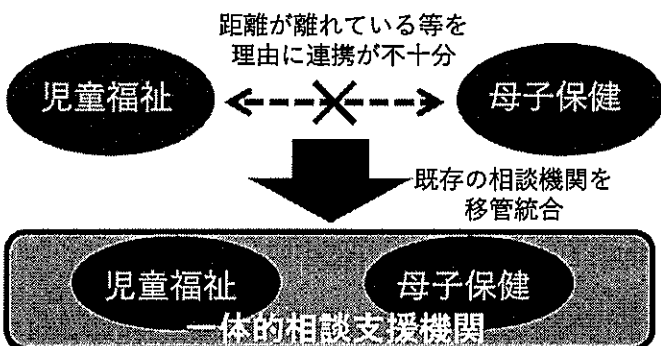
国9/10、市町村1/10

【補助基準額】

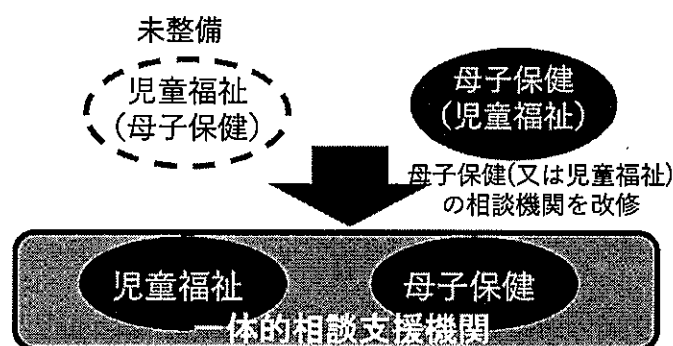
整備費・改修費	1か所当たり	17,392千円	
開設準備経費	児童福祉・母子保健いずれか片方のみ整備する場合	1か所	3,578千円
	児童福祉・母子保健双方を整備する場合	1か所	7,333千円

（参考）整備のイメージ

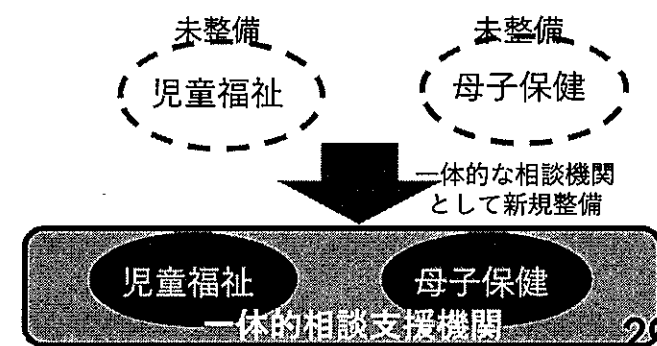
パターン① 移管改修整備する場合



パターン② 追加改修整備する場合



パターン③ 新規整備する場合



母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（運営費）

【事業内容】

統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対して、統括支援員の配置に必要な費用の支援を行うとともに、訪問支援や子どもの居場所支援等の家庭・養育環境支援に係るニーズ把握や周知広報、人材育成等、制度の円滑な導入に資する費用の支援を行う。

【実施主体】

市町村

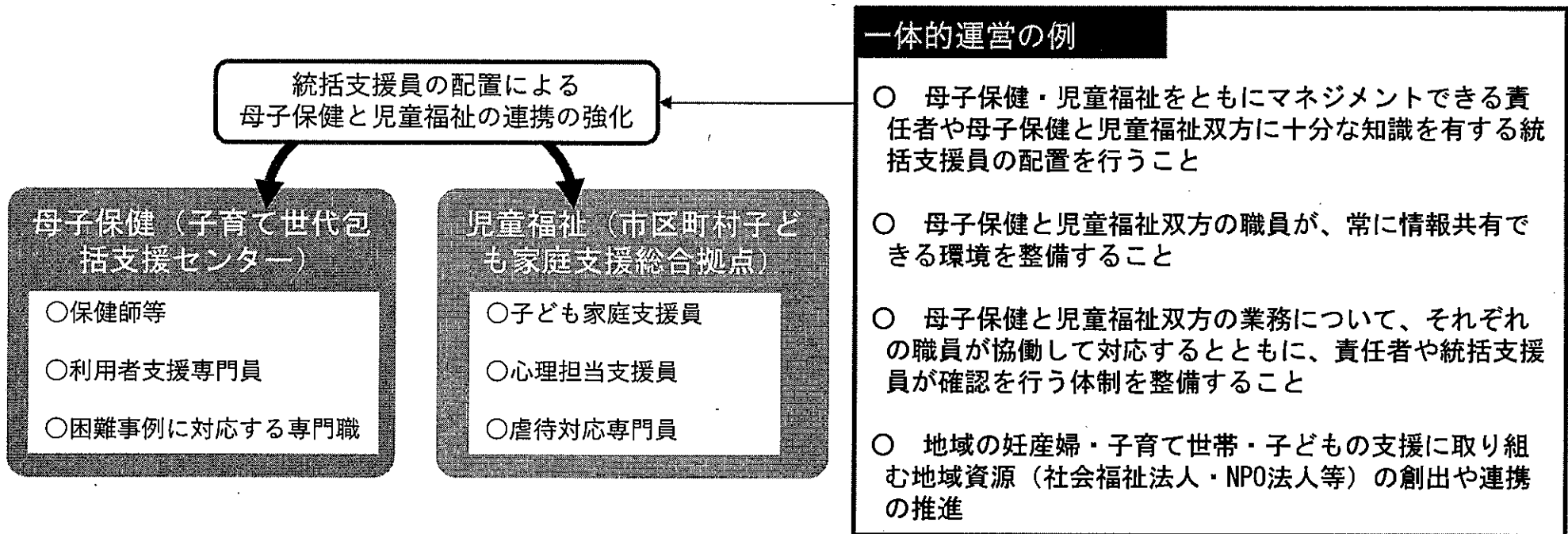
【補助割合】

国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6

【補助基準額】

- ・一体的相談支援機関運営支援 1か所当たり 6,272千円
(児童人口1万人以上の相談支援機関に限る)
- ・家庭・養育環境支援の円滑導入支援 1市町村当たり 3,208千円

(参考) 統括支援員の配置による一元的マネジメント体制の構築のイメージ



都道府県等・児童相談所による支援の強化（２．関係）

- 児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、親子再統合支援事業を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業を制度に位置づける。

<親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- 家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの日常生活の支援を行う。養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

社会的養育経験者の自立支援（3. ①関係）

- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。

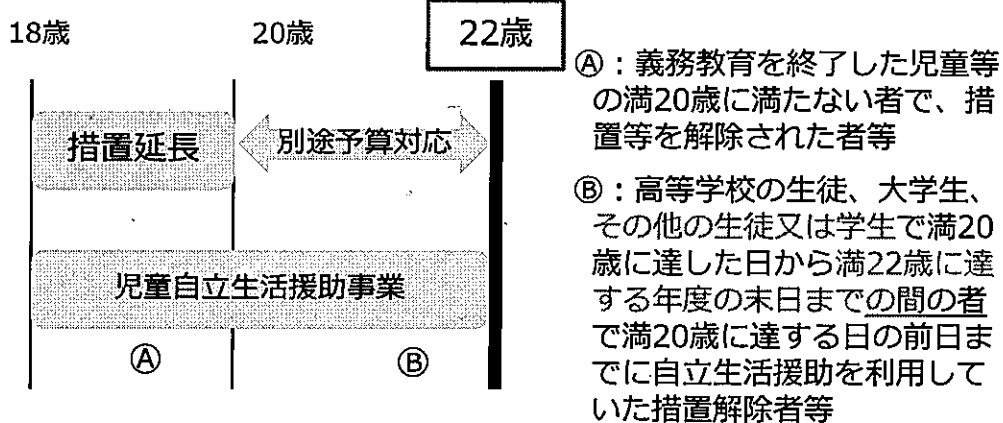
※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

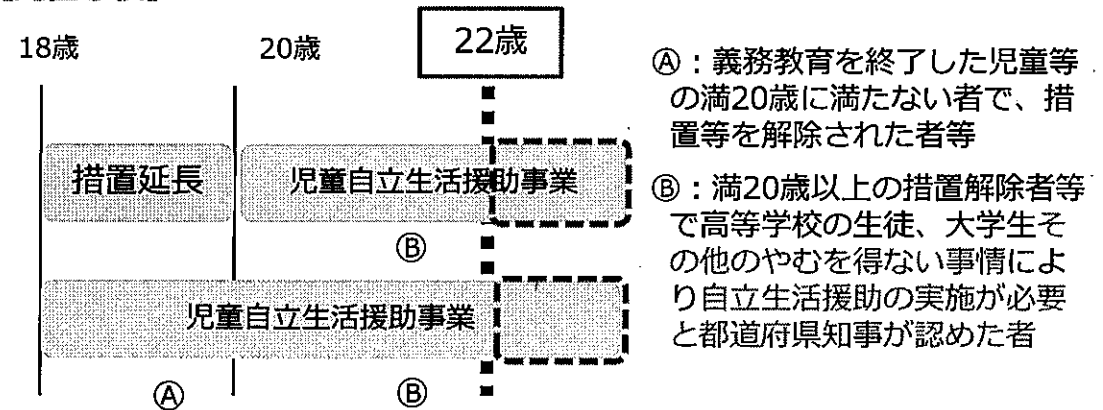
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【現行】



【見直し後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象

※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合

- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

子どもの意見聴取等の仕組みの整備（４．関係）

- 都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、
 - ① 子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、
 - ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこととし、
 - ③ 子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとする。

<子どもの権利擁護に係る環境整備>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等（※）による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。

※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

<児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（※）に意見聴取等を実施

※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。

- 子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

<意見表明等支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象
- 子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

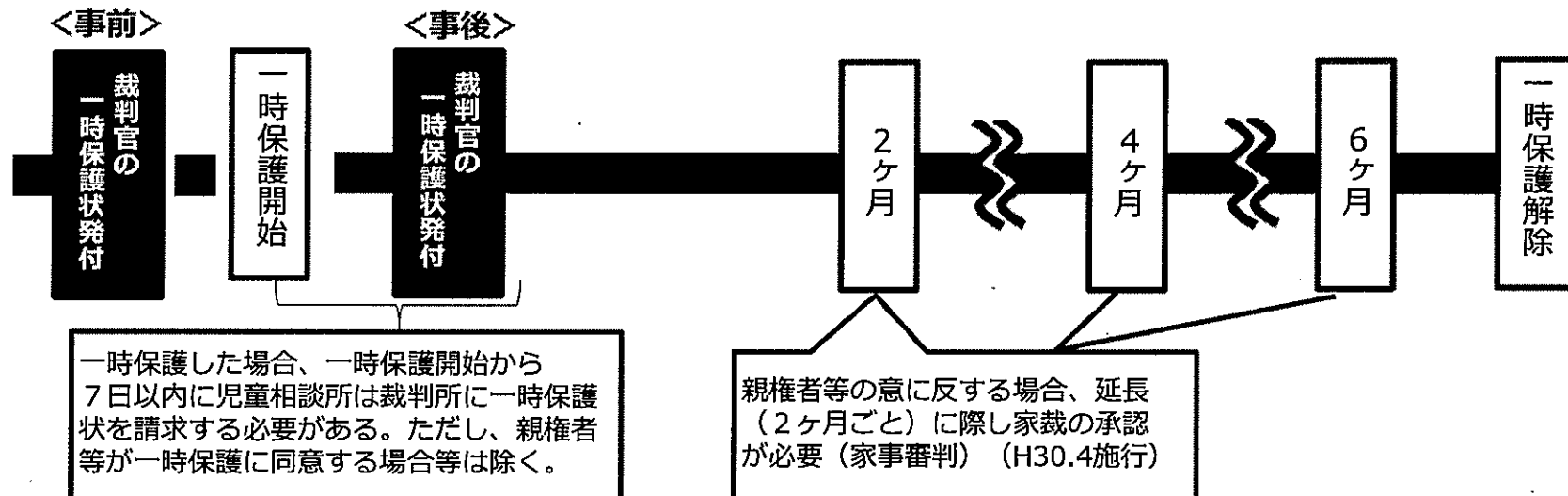
一時保護の開始時の司法審査等（5. 関係）

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
 - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）

<一時保護所の設備・運営基準の策定等>

- ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、新たに設備・運営基準を策定し、下記の内容を規定する。
 - ・ 平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定。 その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
 - ・ 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、一時保護所が第三者評価を受けることとする。
- 児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。



子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（6. 関係）

○子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格（※）を導入する。

※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討

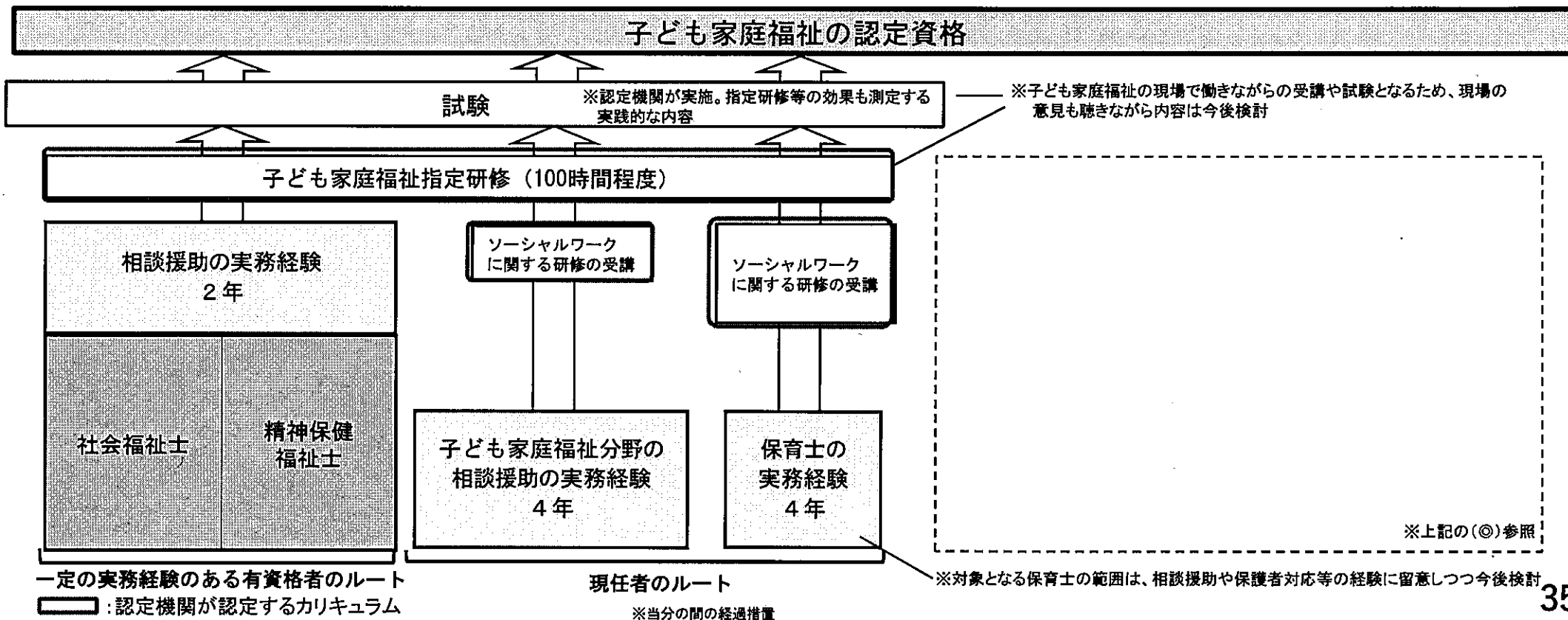
○この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づける（※1）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験（※2））や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※1：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項についての確かな措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

※2：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする。

○新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（◎）

※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保



児童をわいせつ行為から守る環境整備（7. 関係）

（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）

改正事項		保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し案）
① 欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して 2年	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 2年	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 3年
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して 2年	免許状失効等の日から 3年	登録取消の日から起算して 3年
② 登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 （わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・ わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
③ わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者等については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる	
④ わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備）	—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する	

⑤ そのほか、わいせつ行為を行ったベビーシッターについては、児童福祉法に基づく事業停止命令等の情報について公表できること等を規定することにより、利用者への情報提供を図る。

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。

※ 法の規定に基づく対応